

平成31年第1回

愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成31年2月5日

愛知県後期高齢者医療広域連合議会

## 目 次

議事日程	1
会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した者	2
開会の宣告	3
議席の指定	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
広域連合長あいさつ	3
同意第1号	4
議案第1号	5
議案第2号	6
議案第3号	10
議案第4号	10
議案第5号	13
議案第6号	13
一般質問	15
請願第1号	19
広域連合長あいさつ	21
閉会の宣告	22

議事日程〔第1号〕

平成31年2月5日（火曜日）午後1時30分開議

ホテルメルパルク名古屋3階「カトレア」の間

- |     |            |  |
|-----|------------|--|
| 第1  | 議席の指定      |  |
| 第2  | 会議録署名議員の指名 |  |
| 第3  | 会期の決定      |  |
| 第4  | 諸般の報告      |  |
| 第5  | 同意第1号      | 副広域連合長の選任に関し同意を求めることについて                         |
| 第6  | 議案第1号      | 愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第7  | 議案第2号      | 愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について     |
| 第8  | 議案第3号      | 平成30年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）                |
| 第9  | 議案第4号      | 平成30年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）         |
| 第10 | 議案第5号      | 平成31年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算                       |
| 第11 | 議案第6号      | 平成31年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算                |
| 第12 | 一般質問       |  |
| 第13 | 請願第1号      | 後期高齢者医療制度の改善を求める請願書                              |

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

出席議員（31名）

1番	久野浩平	2番	村上慎二郎
3番	岡孝夫	4番	矢嶋恵美
5番	野々部享	6番	岡本将嗣
7番	魚住明	8番	青山直道
9番	箕浦克巳	10番	宇藤久子
11番	鈴木康祐	12番	早川直久
13番	早川高光	14番	山下享司
15番	野場慶徳	16番	風間勝治
17番	畔柳敏彦	18番	杉浦あきら
19番	石川伸一	20番	羽根田利明
22番	村田康助	23番	鈴木義章
24番	稲吉郭哲	25番	伊藤篤哉
26番	欠員	27番	鈴木孝之

28番 岡 田 ゆき子  
31番 伊 神 邦 彦  
33番 佐 藤 健 一

30番 齋 藤 まこと  
32番 服 部 しんのすけ  
34番 浅 野 有

---

欠席議員（2名）

21番 青 木 直 人

29番 ば ば のりこ

---

説明のため出席した者

広域連合長	伊 藤 太
副広域連合長	竹 内 啓 二
事務局長	小野坂 潔
事務局次長	宮 澤 信 夫
会計管理者兼出納室長	古 澤 篤 史
総務課長	伊 藤 幸 恵
管理課長	山 田 耕 平
給付課長	長谷川 誠

---

職務のため出席した者

議会事務局長	宮 澤 信 夫
議会事務局書記	山 内 元 彰

---

午後 1 時30分 開会

○議長（久野浩平） ただいまの出席議員数は30人であります。議員定数34人中、半数以上の議員の皆様方が出席されており、地方自治法第292条において準用する同法第113条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから、平成31年第1回愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりとなっております。

日程第1、「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、お手元に配付しております議席表のとおり、議長において指定いたします。

次に、日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議規則第74条の規定により、本定例会の会議録署名議員を議長から指名いたします。

27番、鈴木孝之議員、28番、岡田ゆき子議員にお願いをいたします。

次に、日程第3、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これに御異議はありますか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（久野浩平） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第4、「諸般の報告」を行います。

21番、青木直人議員、29番、ばばのりこ議員から、本日は欠席する旨の届け出がありました。

また、議案説明のため、地方自治法第292条において準用する同法第121条の規定により、広域連合長以下関係職員の出席を求めました。

次に、広域連合監査委員より報告された例月出納検査及び定例監査の結果については、その写しをお手元に配付しておりますので御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

ここで、広域連合長からあいさつしたい旨の申し出がありますので、これを許可いたします。

○広域連合長（伊藤 太） 議長、広域連合長。

○議長（久野浩平） 伊藤広域連合長。

（伊藤広域連合長 演壇であいさつ）

○広域連合長（伊藤 太） どうもこんにちは。広域連合長を務めております春日井市長の伊藤でございます。広域連合議会定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様におかれましては、本日は大変御多用の中、御参集を賜り、誠にありがとうございます。また、日ごろより後期高齢者医療制度の運営につきまして、格別の御理解、御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、本日の定例会では、保険料軽減特例の見直しなどを内容とする「後期高齢者医療

に関する条例」の改正案につきまして御審議をお願いいたします。

また、保険料軽減特例につきましては、平成20年度の制度創設直後の混乱を受け、制度の定着を図るため設けられました。その後も10年余りにわたって継続されてまいりましたが、今回の改正をもって、段階的に廃止される内容となっております。

当広域連合といたしましても、市町村と連携して、被保険者の皆様に御理解いただけるよう丁寧な説明を行ってまいります。

また、このほか、副広域連合長の選任の人事同意案件、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」の改正案、平成30年度補正予算案及び平成31年度当初予算を上程いたしております。よろしく御審議いただき、御議決を賜りますようお願いを申し上げます。甚だ簡単ではございますけれども、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（久野浩平） 次に、日程第5、同意第1号「副広域連合長の選任に関し同意を求めることについて」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（伊藤 太） 議長、広域連合長。

○議長（久野浩平） 伊藤広域連合長。

○広域連合長（伊藤 太） それでは、同意第1号「副広域連合長の選任に関し同意を求めることについて」、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の1ページ及び議案参考資料1ページをそれぞれごらんください。

副広域連合長につきましては、広域連合規約第12条第4項におきまして、広域連合長が広域連合の議会の同意を得て、構成市町村の長のうちからこれを選任することとされております。

竹内啓二副広域連合長の任期が、阿久比町長としての任期満了に伴い、昨年12月17日をもって終了いたしました。引き続き、阿久比町長に就任されたことから、再度、副広域連合長に竹内啓二阿久比町長を選任いたしたく、御提案を申し上げます。

竹内啓二氏は、人格高潔で、首長としての豊富な経験をお持ちの方であり、副広域連合長の適任者と考えております。選任につきまして、議会の御同意をいただけますようお願い申し上げます。以上の説明とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（久野浩平） 提案理由の説明が終わりました。

本件については、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（久野浩平） 御異議なしと認めます。よって、本件は同意することに決定しました。

副広域連合長が入場いたしますので、しばらくお待ちください。

（竹内啓二副広域連合長 入場 自席へ）

○議長（久野浩平） 副広域連合長からあいさつしたい旨の申し出がありますので、これ

を許可します。

○副広域連合長（竹内啓二） 議長、副広域連合長。

○議長（久野浩平） 竹内副広域連合長。

（竹内副広域連合長 演壇であいさつ）

○副広域連合長（竹内啓二） ただいま副広域連合長の選任につきまして、御同意を賜りました阿久比町長の竹内でございます。

私は、引き続き、副広域連合長として、微力ではございますが、その職責の重さを自覚いたしまして、広域連合長を補佐し、市町村と十分に連携をとりながら、後期高齢者医療制度の円滑な実施に努めてまいり所存でございます。

どうか議員の皆様方におかれましては、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（久野浩平） 次に、日程第6、議案第1号「愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題にします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

○事務局長（小野坂 潔） 議長、事務局長。

○議長（久野浩平） 事務局長。

○事務局長（小野坂 潔） 議案第1号について御説明申し上げます。

議案書の3ページをごらんください。

議案第1号「愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございます。

ページ下の提案理由にありますように、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の一部施行等に伴い、長時間労働の是正のための措置に関する規定を整備するため、条例を改正するものでございます。

条例案は5ページのとおりでございますが、改正内容につきましては、別冊の議案参考資料で説明をさせていただきます。

議案参考資料の3ページをごらんください。

1の概要にございますように、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が平成31年4月1日に一部施行されることを踏まえ、国家公務員について人事院規則の改正等が進められており、当広域連合の職員についても同様の規定の整備を行うため、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」を改正するものでございます。

2の改正内容でございますが、超過勤務命令を行うことができる上限を定めるなど所要の措置を講じることができるよう、条例に基づき規則で定めることとするものでございます。

施行日は、3にありますように、平成31年4月1日でございます。

参考として、次の4ページに、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」の新旧対照表を掲載しております。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（久野浩平） 本件について、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第1号「愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（久野浩平） 御着席ください。

全員起立です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第2号「愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

○事務局長（小野坂 潔） 議長、事務局長。

○議長（久野浩平） 事務局長。

○事務局長（小野坂 潔） 議案第2号について御説明申し上げます。

議案書の7ページをごらんください。

議案第2号「愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございます。

ページ下の提案理由にありますように、保険料の被保険者均等割額の軽減基準及び保険料軽減措置の見直しを行うものでございます。

条例案は9ページから10ページのとおりでございますが、改正内容につきましては、議案参考資料の5ページをごらんください。

1の概要にございますように、被保険者均等割額の軽減基準について、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の改正に伴い、これと同様の改正をするもの及び保険料軽減特例の見直しに伴い所要の改正をするものでございます。

2の改正内容でございますが、(1)の被保険者均等割額の軽減基準の見直しは、被保険者均等割額の軽減判定に用いる所得基準額を、表に記載のとおり引き上げるものでございます。

(2)の保険料軽減特例の見直しは、低所得者に対する被保険者均等割額の軽減措置の特例部分を、表に記載のとおり段階的に見直し、現行の9割軽減は2020年度に、8.5割軽減は2021年度に本則どおり7割軽減とするものでございます。

おめくりいただきまして、6ページをごらんください。

施行日は、3にありますように、平成31年4月1日でございます。

参考として、次の7ページから11ページに、後期高齢者医療に関する条例の新旧対照表を掲載しております。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（久野浩平） これより質疑を行います。

議案第2号に関して、28番、岡田ゆき子議員から通告がありましたので、質疑を許します。

28番、岡田ゆき子議員。

○28番議員（岡田ゆき子） ただいま議題となっております後期高齢者医療に関する条例の一部改正は、被保険者の均等割額の軽減基準の見直しによる軽減対象者の拡大と保険料

軽減特例措置廃止による負担増が盛り込まれています。

2点、質問します。

1点目、被保険者の均等割軽減基準の見直しでは、軽減される対象者が拡大されます。拡大する5割軽減、2割軽減の対象者について、対象者の収入、対象者数、軽減額はどうなるか、それぞれお答えください。

2点目です。保険料軽減特例の見直しについてです。

今条例では、低所得者に対する軽減制度の見直しが2019年4月から2021年度にかけて段階的に廃止していくものです。

2021年度には9割、8.5割軽減それぞれ全てが7割軽減の本則となった場合、軽減特例廃止に伴う影響について、対象者の年収上限、対象者数と全体に占める割合及び現行保険料額の推移についてお答えください。また、来年度については軽減特例見直しによる影響がどれだけなのか、あわせてお答えください。

以上で第1回目の質問を終わります。

○管理課長（山田耕平） 議長、管理課長。

○議長（久野浩平） 管理課長。

○管理課長（山田耕平） 保険料軽減基準等の見直しの影響について、大きく分けて2点、お尋ねをいただきました。

1点目の被保険者均等割額の軽減基準の見直しについてでございます。

まず、被保険者均等割額の5割軽減判定に用いる所得基準額の引き上げによる影響につきまして、拡大される収入の範囲が年金収入のみの2人世帯で、妻の年金が80万円以下の場合に夫の年金が223万円から224万円となり、1万円の増でございます。

平成31年度予算ベースで試算いたしますと、対象者数は8万9,138人から9万1,212人となり、2,074人の増でございます。

保険料の軽減額の総額は、20億1,450万円余から20億6,130万円余となり、4,680万円の増でございます。

続きまして、先ほどと同様の場合、2割軽減の影響につきまして、拡大される収入の範囲は、夫の年金が268万円から270万円となり、2万円の増でございます。

対象者数は、10万6,202人から10万8,791人となり、2,589人の増でございます。

軽減額の総額は、9億5,581万円余から9億7,911万円余となり、2,330万円の増でございます。

2点目の保険料軽減特例の見直しについてでございます。

年収上限につきましては、年金だけの収入とした場合、現在9割軽減の対象者は80万円、8.5割軽減は168万円でございます。

平成31年度予算ベースの対象者数とその全体に占める割合については、8割軽減となる方は16万9,000人で17.6%、8.5割軽減は16万5,000人で17.1%でございます。

一人当たりの保険料額は、2020年度に保険料率の改定を予定しておりますが、現行の料率により試算いたしますと、9割軽減の方の保険料額が現在の年額4,500円から2019年度には9,000円、2020年度には本則どおり7割軽減の1万3,600円となります。

また、8.5割軽減の方は、均等割額のみで見ますと2019年度までは6,800円、2020年度には1万200円、2021年度には9割軽減だった方から1年おくらせて本則どおり7割軽減の1万

3,600円となります。

最後になりますが、平成31年度における9割から8割軽減への見直しによる影響額については、保険料7億6,737万円余の増額を見込んでおります。

以上でございます。

○28番議員（岡田ゆき子） 議長、28番、岡田ゆき子。

○議長（久野浩平） 28番、岡田ゆき子議員。

○28番議員（岡田ゆき子） 御答弁いただきました。

再質問いたします。

保険料軽減特例の廃止によって、9割軽減の方は保険料が3倍に、8.5割軽減の方は2倍に負担が増えるということでした。本人収入が年収168万円以下しかない低所得者に対して行っていた軽減特例ですから、この負担増は、これまでの生活をさらに厳しい生活に追いやるものであります。そもそも後期高齢者医療制度が始まる際にこの軽減特例を設けた理由は何だったのか、また、この軽減特例を10年間にわたって継続してきたのはなぜか、お聞きします。

○管理課長（山田耕平） 議長、管理課長。

○議長（久野浩平） 管理課長。

○管理課長（山田耕平） まず、後期高齢者医療制度の開始時において、保険料の軽減特例を設けた理由につきまして、お答えをさせていただきます。

後期高齢者医療制度では、世帯の所得に応じた保険料軽減として、7割、5割、2割軽減が設けられております。

しかし、制度の施行状況などを踏まえて制度の円滑な運営を図るため、高齢者の置かれている状況に十分配慮し、きめ細かな措置を講じることとされ、低所得者層を中心にしまして、さらなる手厚い軽減対策が設けられました。

続きまして、保険料軽減特例を10年にわたって継続してきた理由につきましては、激変緩和の観点から、国におきまして、毎年度予算措置として低所得者に対して実施されてきたものでございます。

以上でございます。

○28番議員（岡田ゆき子） 議長、28番、岡田ゆき子。

○議長（久野浩平） 28番、岡田ゆき子議員。

○28番議員（岡田ゆき子） 医療にかかる機会が増える後期高齢者を別の保険に切り離すことに大変な批判があったと、当時はね。制度を開始した後に、軽減の割合に9割軽減を加えるということがなされて、制度への批判を回避しようとしたのが実態だったと思います。答弁では、「高齢者の置かれている状況に十分配慮して、低所得者を中心にさらに軽減対策をした」というふうにおっしゃったんですけれども、それでは、制度開始から10年経過した今と高齢者の置かれている状況はどのように改善をしているのか、軽減特例を廃止して生活に影響はあるのか、ないのか、広域連合としてどういうふう認識しているか、お聞きします。

もう一つ、これまで国に対して広域連合としてどのような意見をしてきたのか。現在の認識とあわせて、再度お答えください。

○管理課長（山田耕平） 議長、管理課長。

○議長（久野浩平） 管理課長。

○管理課長（山田耕平） 再々質問といたしまして、2点、お尋ねをいただきました。

1点目の制度開始時と10年が経過した今を比べて、高齢者の置かれている状況はどう改善したか及び、軽減特例見直しが生活に与える影響の有無についてでございます。

後期高齢者医療制度につきましては、制度開始から10年以上が経過し、現在では高齢者を支える医療制度として安定的に運営され、広く定着したものと認識しております。

一方で、さらなる高齢化の進展が新たな課題となっており、世代間の負担の公平を図る観点から、軽減特例の見直しが実施されるものでございます。

今回の見直しを実施するに当たり、対象となる高齢者の方への影響をできる限り少なくするための一定の配慮がなされたものと認識しております。

続きまして、2点目の国に対する広域連合としての意見と現在の認識について、お答えをします。

平成27年1月に「医療保険制度改革骨子」におきまして、保険料軽減特例を段階的に縮小し、平成29年度から原則的に本則に戻すこととされたことを受けまして、平成27年2月に開催されました定例会において、国に対して保険料の軽減特例の継続と恒久制度化を求める意見書を議決いただきました。

当広域連合におきましても、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて、国に対して継続的に要望を行っており、直近では平成30年11月に「平成31年度に見直すことが検討されている低所得者等に対する保険料軽減特例措置については、生活に影響を与える保険料とならないよう現行制度を維持することとあわせて恒久化についても検討すること」などを要望してまいりました。また、同時に、「制度改正等を行う場合、その見直し内容及びその必要性について、広域連合及び市町村へ早急に情報提供を行い、国は十分な周知期間を設け、被保険者に対し丁寧な説明を行う」ことも要望したところでございます。

軽減特例の見直しを行うに当たりまして、当広域連合といたしましては、対象となる高齢者の方に御理解をいただけるよう丁寧な周知を心がけ、きめ細かな対応に努めるべきものと認識しております。

以上でございます。

○議長（久野浩平） 通告のございました質疑は以上です。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第2号について、28番、岡田ゆき子議員から討論の通告がございましたので、討論を許します。

28番、岡田ゆき子議員。

○28番議員（岡田ゆき子） 後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、反対の立場から討論いたします。

本条例は、被保険者の均等割の軽減基準の見直しにより、5割軽減、2割軽減の対象者は拡大する一方、低所得者に対して実施されている保険料軽減特例の廃止を含む条例改正であります。

特例廃止の対象者は低所得者であります。年金だけの収入で年収80万円以下の9割軽減の方は4,500円から1万3,600円に、同じく年収168万円以下の8.5割軽減の方は6,800円か

ら1万3,600円に大幅負担増です。この軽減特例は、10年前、制度開始時に高齢者の置かれている状況に十分配慮をし、低所得者層に手厚い軽減対策として設けられたものでありますが、当時の高齢者の置かれている状況が、この10年間で改善しているわけではなく、マクロ経済スライドにより年金収入は目減りし、医療、介護などの社会保険料は負担増ではないですか。答弁では、「見直しに当たり、対象となる高齢者への影響をできるだけ少なくする」配慮がされたと認識を示されましたが、低所得者に支給される年金生活者支給支援金は、特例廃止の対象者全員が給付対象ではなく、何よりも消費税10%への引き上げと引きかえであって、配慮とは到底言えません。

本来、これは国の責任で是正されるべきものでありますが、広域連合として、少なくともこれまで国に対して現行制度を維持することを求めてきたのでありますから、軽減特例の復活を国に求める立場に立って奮闘していただくことを求めて、反対討論といたします。

○議長（久野浩平） 通告のございました討論は以上ですので、これで討論を終わります。これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第2号「愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（久野浩平） 着席ください。

起立多数ですので、よって、本件は原案どおり可決されました。

次に、日程第8、議案第3号「平成30年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」と日程第9、議案第4号「平成30年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」の2件を一括議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

○事務局長（小野坂 潔） 議長、事務局長。

○議長（久野浩平） 事務局長。

○事務局長（小野坂 潔） 議案第3号及び議案第4号について御説明申し上げます。

議案書の11ページをごらんください。

まず、議案第3号「平成30年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」でございます。

第1条第1項にありますように、歳入歳出それぞれ278万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ20億1,934万6,000円とするものでございます。

次に、同じく議案書の19ページをごらんください。

議案第4号「平成30年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」でございます。

第1条第1項にありますように、歳入歳出それぞれ170億7,015万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ8,438億4,871万4,000円とするものでございます。

一般会計補正予算、特別会計補正予算のそれぞれの内容につきましては、議案参考資料で説明をさせていただきます。

議案参考資料の13ページをごらんください。

まず、一般会計補正予算についてでございますが、1枚おめくりをいただき、14ページ、15ページをごらんください。

補正内容は、大きくは2点でございます。1点目は市町村が実施する国庫補助事業に対する補助金の増額分を予算措置するものでございます。

具体的には、右側のページの歳出予算説明の⑤資格賦課管理費と⑥給付管理費の補正額278万2,000円は、保険料収納対策及び歯科健康診査に対して、左側のページの歳入予算説明の②後期高齢者医療制度事業費補助金と③調整交付金の同額の補正を財源に、市町村への補助金を増額するものでございます。

2点目は、14ページ下の歳入④前年度繰越金について、表の下の説明にありますように、平成29年度決算における歳入歳出差引残額のうち、平成30年度予算未計上額2,939万円を予算措置するもので、14ページ一番上の①にありますように、市町村の事務費負担金の減額に充てるものでございます。

次に、議案第4号特別会計補正予算につきましては、17ページから記載しておりますが、さらに1枚おめくりをいただき、18ページ、19ページをごらんください。

特別会計の補正内容は2点でございます。1点目は、右側のページの歳出予算説明の⑨療養給付費42億6,537万4,000円の補正でございます。

これは、被保険者一人当たり医療給付費の見込みが、当初予算では年額86万1,658円でしたが、約5,000円増額し、86万6,586円となったため、療養給付費を増額するものでございます。

これに伴い、左側のページの歳入①療養給付費負担金現年度分から⑦後期高齢者交付金現年度分までの医療費の公費負担及び後期高齢者交付金を現時点での見込みにより補正しており、歳出の療養給付費の増額分との差し引き95億1,587万5,000円は、右ページ下の歳出⑩予備費に、表の下の上段の説明のとおり計上しているものでございます。

補正内容の2点目は、右側のページ一番上の歳入⑧前年度繰越金について、平成29年度決算における歳入歳出差引残高のうち、平成30年度予算未計上額32億8,890万8,000円を予算措置するもので、歳出⑩予備費に、表の下の下段の説明のとおり計上するものでございます。

議案第3号及び議案第4号の説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（久野浩平） これより質疑を行います。

議案第4号に関して、岡田ゆき子議員から通告がありましたので、質疑を許します。

28番、岡田ゆき子議員。

○28番議員（岡田ゆき子） 2018年度特別会計補正予算について、2点、お聞きします。

1点目、特別会計の補正について、療養給付費の増額によるものという説明でしたが、増額となった理由は何でしょうか。

2点目、補正予算総括表では、必要な療養給付費不足分42億6,500万円余だという説明でしたが、補うための歳入は、市町村負担金、国庫負担金だけでも100億円余、支払基金交付金、繰越金等も合わせると170億円となっています。歳出では、療養給付費のほかは全て予備費に充てていますが、この理由は何かお尋ねします。

以上です。

○給付課長（長谷川 誠） 議長、給付課長。

○議長（久野浩平） 給付課長。

○給付課長（長谷川 誠） 療養給付費の増額理由について、2点、お尋ねいただきました。私からは、1点目の療養給付費が増額になった理由についてお答えいたします。

平成30年度当初予算における療養給付費につきましては、平成29年12月に厚生労働省が診療報酬の改定等を踏まえて試算した基礎数値を参考にし、平成30年度の一人当たり医療給付費を対前年比マイナス0.9%、86万1,658円と見積もっておりました。

しかしながら、平成30年度の決算見込みにおいては、一人当たり医療給付費が対前年比マイナス0.38%、86万6,586円となり、予算算定時の見込み額を上回ったことにより、療養給付費が増額する見込みとなったものでございます。

私からは以上でございます。

○総務課長（伊藤幸恵） 議長、総務課長。

○議長（久野浩平） 総務課長。

○総務課長（伊藤幸恵） 私からは、2点目の歳入の増分を予備費に充てている理由についてお答えをいたします。

今回、療養給付費の補正に伴い、歳入においては医療費の公費負担分及び現役世代からの支援金である後期高齢者交付金の補正を行いました。

議案参考資料18ページの①から⑦がこれに相当しますが、このうち、①の市町村からの療養給付費負担金現年度分は、各市町村の予算額に基づき交付が見込まれる額を計上した結果、補正額が約16億7,000万円となっております。

また、②の国からの療養給付費負担金現年度分は、国の内示額に基づき補正額を計上しており、今回の補正額が約92億4,000万円となっております。

このように、一部の公費負担分につきましては法定の負担額を上回る増額が見込まれることから、療養給付費の補正額に対して歳入の補正額が上回っており、その差額は、前年度の決算剰余金残額とともに、予備費に計上をしております。

なお、公費負担分等は翌年度に確定した医療費実績に基づき精算を行い、超過交付分は返還することとなるものです。

以上でございます。

○議長（久野浩平） 通告のございました質疑は以上でございます。

これで質疑を終わります。

本件につきましては、討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

まず、議案第3号「平成30年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」を採決いたします。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（久野浩平） 着席ください。

全員起立です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号「平成30年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を採決いたします。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（久野浩平） 御着席ください。

起立全員です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第5号「平成31年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

○事務局長（小野坂 潔） 議長、事務局長。

○議長（久野浩平） 事務局長。

○事務局長（小野坂 潔） 議案第5号について御説明申し上げます。

議案書の29ページをごらんください。

議案第5号「平成31年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」でございます。

第1条第1項にありますように、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ16億3,310万5,000円でございます。

第2条において、一時借入金の最高額を1,000万円としております。

第3条において、歳出予算の各項の経費の金額に過不足を生じた場合には、同一款内で各項相互に流用するものとしております。

なお、第1条第2項にございますように、款項の区分及び金額は、次の30、31ページの第1表に記載しております。

予算の概要につきましては、平成30年度の当初予算との比較を中心に議案参考資料に掲げさせていただいておりますので、議案参考資料21ページをごらんください。

ページ下の表の一般会計の行の一番右側の欄にございますように、平成31年度の一般会計当初予算案は、前年度比81.31%でございます。

次の22ページから25ページに、款ごとの対前年度比較を記載しているところですが、この予算の減少は、主に、平成30年度に実施する電算システム及び庁内LANの機器更改が完了することによるものでございます。

なお、別冊の予算説明書の1ページから15ページに、一般会計の歳入歳出予算事項別明細書及び給与費明細書をお示ししております。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（久野浩平） 本件については、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

採決は起立によって行います。

議案第5号「平成31年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を採決いたします。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（久野浩平） 御着席ください。

全員起立です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第6号「平成31年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

○事務局長（小野坂 潔） 議長、事務局長。

○議長（久野浩平） 事務局長。

○事務局長（小野坂 潔） 議案第6号について御説明申し上げます。

議案書の33ページをごらんください。

議案第6号「平成31年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」でございます。

第1条第1項にありますように、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,358億6,517万2,000円でございます。

第2条において、一時借入金の最高額を180億円としております。

第3条において、歳出予算の各項の経費の金額に過不足を生じた場合には、同一款内で各項相互に流用するものとしております。

なお、第1条第2項にございますように、款項の区分及び金額は、次の34ページから36ページの第1表に記載しております。

予算の概要につきましては、先ほどの一般会計予算と同様、議案参考資料の21ページをごらんください。

特別会計の平成31年度当初予算案は、下の表の特別会計の行の一番右側の欄にありますとおり、前年度比102.72%となっております。

これは、2の会計別予算額の説明の下から4行目後半にございますように、各月末平均の被保険者数が95万9,842人と前年度比103.25%となる見込みであることなどから、ページをおめくりいただきまして、28ページをごらんいただきまして、一番上の歳出の表の第1款保険給付費が前年度と比較し292億9,672万円の増、率にして103.65%となることなどによるものです。

なお、別冊の予算説明書の後半の17ページから特別会計の歳入歳出予算事項別明細書をお示ししております。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（久野浩平） 本件につきましては、質疑の通告はございませんでした。

これより討論を行います。

28番、岡田ゆき子議員から、討論の通告がございましたので、討論を許します。

28番、岡田ゆき子議員。

○28番議員（岡田ゆき子） 議案第6号、平成31年度後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場で討論します。

本特別会計予算は、低所得者の負担増を新たに進める保険料軽減特例の見直しを実施することを前提とした予算であり、議案第2号の質疑にも示されたように、2019年度の影響額は7億6,737万円で、全て低所得者に負担させるものであり、その影響ははかり知れず、到底認められません。

以上、反対討論とします。

○議長（久野浩平） 通告のございました討論は以上ですので、これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第6号「平成31年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を採決いたします。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（久野浩平） 御着席ください。

起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第12、「一般質問」を行います。

28番、岡田ゆき子議員から通告がありましたので、質問を許します。

28番、岡田ゆき子議員。

○28番議員（岡田ゆき子） 通告に従い質問いたします。

議案第2号、議案第6号の質疑と討論において、国の軽減特例廃止により、特に低所得者の高齢者に対し大変な負担増となる制度改悪の実態が明らかとなりました。

75歳以上の高齢者は、そもそも後期高齢者医療制度が開始する以前は、多くの方が市町村が保険者である国民健康保険に加入されておりました。国民健康保険料は、市町村によっては一般財源を投入し、独自の軽減制度を持っています。

例えば、名古屋市の場合、均等割に一律3%の軽減、一宮市では、法定減額の対象者にさらに1割の軽減を上乗せしています。

しかし、75歳という年齢で国保から切り離され、後期高齢者医療に強制的に加入することになり、同時に74歳まで受けられていた市町村独自の保険料軽減制度は受けられなくなります。また、これまで保険料負担がなかった被扶養者も保険料が課せられることになったため、制度創設当時は多くの批判を受け、被扶養者に対する軽減、低所得者に対する均等割軽減が国の全額負担で実施されていました。しかし、今回の軽減特例の廃止は、ほとんどが年金収入のみとなり、その3割を占める低所得者の保険料軽減までなくしてしまうのです。

私どもは、こうした年齢で医療を差別する後期高齢者医療制度そのものの廃止を求めるものですが、自治体の住民の福祉増進という本来の役割を果すため、国民健康保険制度に対する市町村の独自軽減策のように、75歳になっても、低所得者に対し保険料軽減が受けられる仕組みをつくる必要があるのではないのでしょうか。

独自の保険料軽減策を考えるに当たり、2点お聞きします。

1点目は、独自の保険料軽減を実施している広域連合は、ほかにあるのでしょうか。その内容と財源についてお聞きします。

2点目、県内の市町村は、広域連合に対し療養給付費負担金を負担していますが、実績に基づいて精算をした結果、毎年市町村には返還等を行っています。平成29年度について、市町村が予算計上した負担金は、給付費の精算後、最終的にどれだけの返還になっているのでしょうか。

次に、高齢者の医療費窓口負担増について質問します。

昨年12月、政府が経済財政諮問会議に示した「改革工程表」では、現在1割の窓口負担の在り方について、早期に改革が具体化されるよう指示をしました。昨年11月の財政制度等審議会では、75歳未満の人に加え、既に後期高齢となっている者も段階的に2割負担に引き上げるべきと、そういう建議をしています。

そこでお聞きします。窓口負担割合について、国の議論はどのように進んでいるのか、また検討されているのか、現段階でわかることをお答えください。

次に、後期高齢で広域連合懇談会の委員の公募についてお聞きします。

広域連合懇談会での被保険者当事者の参加で後期高齢者医療制度の運営や保険料について、当事者の視点で考え、率直に意見や要望をいただくことは、大変有益です。現在、被保険者代表として、老人クラブ連合会から4名御参加され、制度開始から5年経過した2013年度からは公募枠が設けられて、2名の方が選出され御参加いただいております。

2点お聞きします。

被保険者の委員として公募の形をとっている広域連合はどれだけありますか。また、被保険者の委員のうち、公募委員の割合はどうなっていますか。また、公募方法についてもお聞きします。

2点目、愛知県の公募委員は無作為抽出した400名にあらかじめ選出順を決める付番をつけた上で公募を行い、応募の中から選出順に委員を決定するというやり方を行っています。なぜこうした方法で選出しているのか、理由をお聞きします。

以上で1回目の質問を終わります。

○管理課長（山田耕平） 議長、管理課長。

○議長（久野浩平） 管理課長。

○管理課長（山田耕平） 大きく3点、御質問いただきました。

私からは、1点目の保険料独自軽減制度の創設についてのお尋ねのうち、独自に保険料軽減を実施している広域連合についてお答えします。

平成30年度において東京都のみ独自の保険料の軽減制度を設けております。その保険料の軽減制度の内容といたしましては、現在、国の所得割額の軽減制度はございませんが、東京都では、いわゆる「旧ただし書き所得」が20万円以下、年金収入の目安として173万円以下の方に対して、所得割額の5割または2.5割を軽減するものでございます。

また、この軽減を行うための財源につきましては、構成区市町村が負担しているところでございます。

私からは以上でございます。

○総務課長（伊藤幸恵） 議長、総務課長。

○議長（久野浩平） 総務課長。

○総務課長（伊藤幸恵） 私からは、大きく1点目の保険料独自軽減制度の創設についてのお尋ねのうち、市町村負担金の精算についてと、2点目の医療費自己負担の2割への引き上げについて、さらに、3点目の懇談会委員の公募についてお答えをいたします。

まず、平成29年度の市町村の療養給付費負担金の精算につきましては、翌年度に医療費の実績に基づく精算を行った結果、38の市町村に対して21億5,418万円の返還及び16の市町村から2億4,705万5,000円の追加交付となっております。

続きまして、2点目の医療費自己負担の2割への引き上げに関する国における議論の状況についてお答えをいたします。

平成30年6月15日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2018」、いわゆる「骨太の方針2018」におきまして、「団塊世代が後期高齢者入りするまでに世代間の公平性や制度の持続性確保の観点から、後期高齢者の窓口負担の在り方について検討する」こととさ

れ、その後も経済財政諮問会議等の場において検討課題とされております。

また、議員御指摘のとおり、財政制度等審議会が平成30年11月20日付で取りまとめた国の「平成31年度予算の編成等に関する建議」におきましては、「まずはできる限り速やかに75歳以上の後期高齢者の自己負担について2割に引き上げていくべきである。その際、現在70から74歳について段階的に実施している自己負担割合の2割への引き上げと同様、75歳到達後も自己負担を2割のままとすることに加え、既に後期高齢者となっている者についても、数年かけて段階的に2割負担に引き上げるべきである。」との提言がなされております。

最後に、懇談会の委員の公募についてお答えをいたします。

まず、他の広域連合における公募委員の状況等についてでございます。

委員の公募を実施している広域連合は、愛知県のほかに北海道、青森県、富山県、鳥取県、香川県の5つございます。

被保険者委員に占める公募委員の割合は平均76%で、最も高いのは被保険者委員全員が公募委員となっている北海道及び鳥取県でございます。

また、公募方法につきましては、ウェブサイト、市町村の広報、ケーブルテレビ等で募集し、応募者から小論文や面接等により選考する方法がございます。

次に、無作為抽出で選定する理由についてでございます。

後期高齢者医療制度には、75歳以上の方は全員御加入いただくこととなっております。そのため、90万人を超える被保険者の方々の中には、本制度についてさまざまな御意見をお持ちの方がお見えであり、また、制度の内容をよく御理解いただいている方もいらっしゃれば、余り御存じない方もお見えになるものと考えております。

当広域連合といたしましては、そうした皆様から、制度の周知方法を初めとして、広く御意見を頂戴することも必要と考え、公平な公募方法として、広く全被保険者の皆様の中から無作為に抽出させていただいた方に委員をお願いしているものでございます。

以上でございます。

○28番議員（岡田ゆき子） 議長、28番、岡田。

○議長（久野浩平） 28番、岡田ゆき子議員。

○28番議員（岡田ゆき子） 御答弁いただきました。

まず、保険料の独自軽減制度の創設についてですが、東京都が独自の保険料軽減制度を設けていると。具体的には、所得割の軽減を構成の区市町村の負担によって実施しているということでした。独自財源を持たない広域連合ですから、軽減特例についても国が全額負担をしていましたが、まさに安倍政権による自然増さえも抑制する社会保障の削減によって、軽減制度が後退するわけであります。国に対して、軽減特例の継続、復活を広域連合としても求めていただきたいところですが、まずは、高齢者、特に低所得者である世帯に対し、市町村の協力を得て独自軽減制度を設けることを提案します。

現に、県下40の自治体では、74歳までの国保料では独自軽減制度があり、75歳になれば受けられない、この不合理をなくすべきだと考えます。

議案第2号の来年度の特別会計予算の質問に対する答弁で確認しましたけれども、現行9割軽減が8割軽減となる影響額は7億6,737万円余ということでした。一方、市町村の療養給付費負担金について、医療費の実績に基づいて返還したのは21億円ということでした。

追加交付の市町村もあるという答弁ではありましたが、これまで広域連合では、療養給付費負担金の精算において市町村へ全く返還金を返せなかったという事態はこれまでになく、1割分の保険料軽減を市町村、さらに愛知県に対して求めることは可能ではないでしょうか。その考えはないか、連合長にお聞きします。

次に、医療費自己負担の2割の引き上げについて、再度お聞きします。

通常国会が始まっております。今年に入って、毎月勤労統計のデータ改ざんが大きな問題となっています。これは、労働者賃金や雇用保険にもかかわる問題であり、政府はこの勤労統計をもとに、賃上げが進んでいる、景気が緩やかによくなっているとそう評価をして、今年10月の消費税10%の実施を決定しました。当然景気をにらんだ消費税増税も、この根拠、毎月勤労データのこの根拠が崩れれば、実施を見送るのか、強行するのか、答えを出さなければならないでしょう。一方、労働者賃金や高齢者も含めた家計消費が下がっているという現実を考えると、後期高齢者の医療の窓口負担を、今、2割に引き上げれば、受診の抑制を引き起し、重症化を起こす可能性が考えられるからこそ、日本医師会や全国老人クラブ連合会も2割負担には反対をしているのです。

お金を心配して病院にかかれないなどという高齢者の尊厳にもかかわる問題です。この間、高齢者を標的にした、軽減特例の廃止、高額療養費の引き上げ、介護保険料の連続の引き上げなど、保険料と自己負担金が連続して負担増となっている中、広域連合としてこの実態をどう認識しているのか。また、国に対して、2割負担の問題、どのように意見を上げているのでしょうか、お聞きします。

最後に、懇談会委員の公募についても再質問いたします。

5つの広域連合では、文字どおり被保険者全てを対象に公募を行っているということでした。公募ですから、対象者に制約を設けるものではないというのが前提です。初めから対象者を400名に限定すれば、後期高齢者医療について関心があっても、その回は抽出されない限り公募の機会が与えられないのですから、これが公平な公募方法というには大変無理があると思います。

90万人全てに募集要項を送るというのではなく、保険料通知の際にチラシにお知らせを加えるとか、他の広域連合のように、県市町村の広報紙に募集を載せたり、老人クラブも含め、高齢者の団体などへ情報提供をすとか、メディアを使つての募集などさまざまな発信方法を検討し、対象者を初めから限定せず、誰でも応募できるようにすること、少なくとも現在の方法について検討することを求めますが、答弁を求めます。

○広域連合長（伊藤 太） 議長、広域連合長。

○議長（久野浩平） 広域連合長。

○広域連合長（伊藤 太） ただいま独自の保険料軽減制度の創設のために、市町村や、また、愛知県へ負担を求めることについての御質問をいただきました。

これは御存じのように、後期高齢者医療制度というのは、高齢化に伴う医療費の増大が見込まれる中で、高齢世代と若年世代の負担の明確化等を図る観点から、全国一律の制度として設計されているというものであります。そういうことから、低所得者に対する保険料軽減は、全国一律の制度として、また、その措置として国の制度どおり行うべきものと考えておりますので、御質問ありましたように、独自の軽減を実施するため市町村及び県に負担を求めるという考えは持っておりません。

○事務局長（小野坂 潔） 議長、事務局長。

○議長（久野浩平） 事務局長。

○事務局長（小野坂 潔） 私からは、2点目の後期高齢者の医療費負担の実態についての認識等に関するお尋ねについてお答えいたします。

当広域連合といたしましては、制度の持続可能性を確保するため、高齢者の方はもちろん、制度を支える現役世代も含めてバランスのとれた負担の仕組みとすることが必要であります。制度の見直しにおいては、被保険者の負担に十分に配慮すべきものと認識しております。

また、国に対しては、医療費の自己負担割合の引き上げにつきまして、高齢者が必要な医療を受ける機会の確保という観点から現状維持とすることを要望しているところでございます。

私からは以上でございます。

○総務課長（伊藤幸恵） 議長、総務課長。

○議長（久野浩平） 総務課長。

○総務課長（伊藤幸恵） 私からは、3点目の懇談会委員の公募方法の変更等についてお答えいたします。

現在の公募方法は、後期高齢者医療制度への御関心の有無にかかわらず、全ての被保険者の方を対象に無作為抽出を行っていることから、公平な方法であると認識をしております。

これまでの懇談会においても、公募委員の方々から、制度の周知方法、医療費適正化や給付に関する事など、多岐にわたり活発な御意見を頂戴しており、公募方法の変更は考えておりません。

以上でございます。

○議長（久野浩平） これで一般質問を終わります。

次に、日程第13、請願第1号「後期高齢者医療制度の改善を求める請願書」を議題とします。

請願の要旨については、議会事務局長に報告させます。

○議会事務局長（宮澤信夫） 失礼いたします。

日程第13、請願第1号「後期高齢者医療制度の改善を求める請願書」について、受理は平成31年1月15日、請願者は愛知県社会保障推進協議会議長 森谷光夫さんと全日本年金者組合愛知県本部執行委員長 伊藤良孝さんで、紹介議員は岡田ゆき子議員でございます。

請願事項は、1. 低所得者に対し、愛知県独自の保険料と窓口負担の軽減制度を設けてください。2. 一部負担金減免について、生活保護基準の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。3. 保険料未納者への「短期保険証」の発行はやめ、「財産の差し押さえ」は行わないでください。4. 愛知県後期高齢者医療制度に関する懇談会の公募委員は、無作為抽出によるものではなく、愛知県国民健康保険運営協議会と同様に、広く被保険者から公募するよう改めてください。5. 国に対して、次の項目の意見書を提出してください。

①次期保険料率改定に向けて、定率国庫負担割合の増加等、国による財政支援を拡充してください。②後期高齢者の窓口負担割合引き上げや保険料軽減特例を撤廃しないでください。というものであります。

以上でございます。

○議長（久野浩平） 本件請願について、当局に現状の説明を求めます。

○事務局長（小野坂 潔） 議長、事務局長。

○議長（久野浩平） 事務局長。

○事務局長（小野坂 潔） 1点目の低所得者に対する愛知県独自の保険料と窓口負担の軽減制度の創設についてであります。

先ほど一般質問への広域連合長の答弁にもございましたとおり、後期高齢者医療制度は、高齢化に伴う医療費の増大が見込まれる中で、高齢世代と若年世代の負担の明確化等を図る観点から、全国一律の制度として設計されているものであるため、低所得者に対する保険料軽減や窓口負担の軽減は、全国一律の措置として、国の制度どおり行っております。

2点目の生活保護基準1.4倍以下の世帯への一部負担金減免の創設であります。

先ほども申し上げましたとおり、窓口負担の軽減は、全国一律の措置として、国の制度どおり行っております。

3点目の短期保険証の発行、財産の差し押さえの取りやめについてであります。

短期保険証につきましては、市町村において、被保険者間の負担の公平の観点から、保険料未納者に対し納付相談の機会を設けることにより、保険料の納付につなげるために発行しているものでございます。

また、財産の差し押さえを含む滞納処分につきましては、市町村において納付相談等のきめ細かな収納対策を適切に行い、滞納者の生活状況等を十分に把握した上で、十分な収入、資産等があるにもかかわらず、なお保険料を納めない被保険者に対して、負担の公平の観点から行われているものでございます。

4点目の懇談会の委員の公募の方法についてであります。

一般質問への答弁でも申し上げましたとおり、当広域連合といたしましては、制度へのお考えや理解度もさまざまな被保険者の皆様から、制度の周知方法を初めとして、広く御意見を頂戴することも必要と考え、公平な公募方法として、広く全被保険者の皆様の中から無作為に抽出させていただいた方に委員をお願いしているものでございます。

5点目の国に対して意見書を提出する件のうち、①の次期保険料率改定に向けた定率国庫負担割合の増加等の国による財政支援の拡充についてであります。

全国後期高齢者医療広域連合協議会から、各都道府県の広域連合の要望を取りまとめた後期高齢者医療制度に関する要望書を、平成30年11月15日に厚生労働大臣に宛てて提出しております。

この要望書では、次期保険料率改定において、一人当たり医療給付費の伸びや後期高齢者医療負担率の上昇等により被保険者の保険料負担が急激に増加しないよう、定率国庫負担割合の増加等、国による財政支援を拡充することなどを国に対し求めているところでございます。

続きまして、②の後期高齢者の窓口負担割合引き上げや保険料軽減特例の撤廃を行わないことについてであります。

先ほどの国に対する要望書では、後期高齢者の窓口負担の在り方について、制度の根幹である高齢者が必要な医療を受ける機会の確保という観点から現状維持とすること、低所得者に対する保険料の均等割の軽減特例措置については、生活に影響を与える保険料とな

らないよう現行制度を維持することとあわせて恒久化についても検討することなどについて求めておりましたが、保険料軽減特例の廃止につきまして、本日、議案第2号において後期高齢者医療に関する条例の一部改正案をお諮りし、お認めいただいたところでございます。

請願についての現状の説明は以上でございます。

○議長（久野浩平） 請願第1号について、質疑の通告はございませんでした。

これより討論を行います。

28番、岡田ゆき子議員から討論の通告がございましたので、討論を許します。

28番、岡田ゆき子議員。

○28番議員（岡田ゆき子） ただいま議題となっております請願第1号について、賛成の立場から討論を行います。

請願は、国の軽減特例廃止に伴い、保険料が引き上がることに對して、当広域連合独自で引き上げのための対策を行うこと、短期保険証の発行、財産差し押さえをやめること、また、国に對して、次期保険料改定に向け、国庫負担割合を増やすこと、医療費負担割合の引き上げをしないよう意見書の提出を求めることなどであり、被保険者の命と暮らしを守るために重要な請願であり、どれも賛成できるものです。

議案質疑でも触れましたが、保険料の軽減特例措置の廃止によって負担増の影響をまともに受ける対象者は、年金収入が年額168万円以下という低所得者であり、全体の34.7%にも上ります。これまでも、既に介護保険料の引き上げ、年金の削減、5年前には消費税増税が実施され、収入は減り続けています。暮らしが一向によくない中、保険料の負担が何倍にもはね上がっていくことになり、高齢者の実態を無視したものです。負担増が高齢者の受診抑制や保険料の滞納という事態を生んでしまっは本末転倒です。

そもそも国が制度改悪したことが問題なのですが、こうした高齢者のさらなる負担について、前回定例会で連合長に認識をお聞きした際、「低所得者の負担軽減を図るなど、高齢者の方の負担が過重なものにならないよう配慮することが重要」と答えられていました。まさに、その認識に立って県市町村に理解を求め、広域連合独自の軽減制度を設けること、短期保険証の発行や無理な差し押さえはなくすべきです。

また、後期高齢者の声を制度に反映させるために、限定した対象者にしか公募の権利は与えられていない、この愛知県の特殊な懇談会の公募方法も改めるべきです。

以上、全ての項目の採択を求めて討論を終わります。

○議長（久野浩平） 通告のございました討論は以上ですので、これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

請願第1号を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（久野浩平） 御着席ください。

起立少数です。よって、本件は不採択とすることに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。

広域連合長からあいさつしたい旨の申し出がありますので、これを許可します。

○広域連合長（伊藤 太） 議長、広域連合長。

○議長（久野浩平） 広域連合長。

（伊藤広域連合長 演壇であいさつ）

○広域連合長（伊藤 太） 広域連合議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日の定例会に提出いたしました議案につきまして、御議決を賜り、誠にありがとうございました。

当広域連合といたしましては、今後とも市町村を初めとする関係機関と連携を図りながら、適正な医療給付や保健事業の推進を初めとして、後期高齢者医療制度の円滑な運営にしっかりと取り組んでまいりますので、議員の皆様方におかれましては、今後とも格別の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。甚だ簡単でございますけれども、閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（久野浩平） これをもちまして、平成31年第1回愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後2時57分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

愛知県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 久野浩平

署名議員 鈴木孝之

署名議員 岡田ゆき子